

茨城県外国人材適正雇用
推進宣言制度

宣言事業者 募集中



わたしたちは、
外国人不法就労者を
**雇わず、雇わせず、
見過ごしません**



詳しくは裏面をご覧ください



茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

茨城県外国人材 適正雇用推進宣言制度 について

外国人材適正雇用推進宣言について

茨城県では、「外国人材適正雇用3原則」を次のとおり定めております。不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない。

御賛同いただける県内の事業者、業界団体等の方につきましては、上記の宣言を行った上で、知事に申し出ることができます。

対象者 ▶ 茨城県内に事務所、事業所その他の場所を置く者 ※詳細についてはホームページを御確認ください。

事業者の方からよくいただく御質問

Q1 本社が茨城県外にあるが大丈夫か？

A 茨城県内に所在する事業所（支社・支店）等については宣言いただけます。

Q2 外国人材を雇用していないが対象になるのか？

A 外国人材を雇用していなくとも宣言いただけます。

県に申出を行った方には

- 専用のステッカー（宣誓者標章）を配付いたします。

※出入口など、なるべく人目に付く場所に御掲示をお願いします。

※ステッカーを複数枚御希望の場合は、掲示する場所ごとに宣言・申出をお願いします。

宣言（申出）による主なメリット

- 企業イメージ、取引先等からの信頼度の向上
- 県ホームページ掲載による企業のPR 等

申出の方法

- 「外国人材適正雇用推進宣言申出書」に必要事項を御記入の上、下記の申出書の提出・お問合せ先まで御提出をお願いいたします。

※Eメール又は紙（郵送）で御提出いただけます。

- 詳細については、以下ホームページ御確認ください。

[ホームページ] <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/sengen.html>

QRコードは
こちら



申出書の提出
お問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

TEL.029-301-3849

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (茨城県庁舎行政棟16 階北側)

[E-mail] rousei8@pref.ibaraki.lg.jp

よくある質問

Q1 留学生をアルバイトとして雇うことは可能ですか？

A 留学生は、資格外活動許可を受けた場合、アルバイトを行うことができます。

資格外活動許可を受けている場合は、パスポートに許可証印又は「資格外活動許可書」が交付されています。その場合、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられます。それを超えた範囲でのアルバイトは認められていませんので、ご注意ください。

Q2 卒業予定の留学生を正社員として採用したいのですが？

A 在留資格を「留学」から就労可能な在留資格へ変更する必要があります。

この在留資格変更許可については、地方入国管理局等において、大学等での専攻内容、就職先での職務内容、雇用の安定性・継続性などを総合的に勘案して可否が判断されます。そのため、採用と雇用ができないケースもありますので、事前に雇用が可能かご確認ください。

Q3 「特定活動」の在留資格の方や「難民認定」を申請中の方を雇用することはできますか？

A 就労できるかは、**法務大臣が個々の外国人に指定するものであり、対象となるかを事前にご確認ください。**

Q4 日系人は就労に制限がないのですか？

A **必ずしも就労に制限がないわけではありません。**

入管法において、日系二世、三世については、「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格により人国が認められることとなっています。但し、「短期滞在」や「研修」等の在留資格により滞在している場合は就労できませんので、ご注意ください。

事業主も処罰の対象となります!!

× 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

3年以下の懲役・300万円以下の罰金

× 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

退去強制の対象

外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人従業員の

適正な雇用

にご協力ください!

適正雇用とは

「外国人雇用状況の届出」は、全ての事業主の義務であり、外国人の雇入れの場合はもちろん、離職の際にも必要です。また、外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められる「在留資格」かどうかをご確認ください。

全ての事業主の方には、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く)の雇入れまたは離職の際、当該外国人労働者の氏名・在留資格・在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合、30万円以下の罰金の対象となりますので、ご注意ください。

不法就労とは

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人に不法就労をさせないように注意してください。

不法就労となる3つの場合

- 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース**
[例] **×** 密入国した人や在留期限の切れた人が働く
× 退去強制されることが既に決まっている人が働く
- 2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース**
[例] **×** 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
× 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
- 3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース**
[例] **×** 外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く
× 留学生が許可された時間数を超えて働く

外国人の適正な雇用における

注意点

外国人の方々が、その能力を十分に発揮できるよう、関係法令の遵守に加え、外国人の人権に十分配慮した上で、より良い就労・生活環境の整備に努めていただくことにより、安全に安心して暮らせる共生社会の実現に向けてご協力をお願いします。

異文化への理解とお互いの尊重が、日本人と外国人との間に生じる誤解や摩擦を防ぎます。業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です。(コミュニケーションのために、必要に応じて、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。)

在留資格、在留期間、雇用契約期間、労働時間、従事できる業務内容、給与の仕組みや控除の理由などを丁寧に説明することで不法就労や労使トラブルを防げます。本国と給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、より具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

外国人労働者の人権に配慮し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの不適正行為がないか、適正な管理と確認を行ってください。業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！

外国人を雇用する際には、採用時に在留カードを必ず確認し、自社で雇用できる外国人かどうかをチェックが重要なポイントになります。在留カードを確認することで、「**適法に滞在しているのかどうか**」、「**就労を認められているのかどうか**」、「**どのような業務が認められているのか**」を判断することができます。

雇用の可否を判断するには？

- ①偽造の有無とカードの有効性を確認
- ②就労制限の有無を確認
- ③在留資格の種類と期間を確認
- ④資格外活動許可の有無を確認(主にアルバイト)

POINT 1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合…

原則雇用はできませんが、POINT②を確認してください。

一部就労制限がある場合…

制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)

※②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください

「就労制限なし」の記載がある場合…

就労内容に制限はありません。

難民認定申請中の人について

有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。



POINT 2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

POINT①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

一部就労制限がある場合…

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
※複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。
- ②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
※地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。
- ③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
※資格外活動許可書を確認してください。



Check! 在留カード等の番号が失効していないか確認することができます！

出入国在留管理庁ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」といいます。))の番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。

昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽変造在カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、照会ページ下段に掲載されている「在留カード面の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもご確認ください。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

[在留カード等番号失効情報照会ページ▶](https://lapse-immi.moj.go.jp/html/top.html)

<https://lapse-immi.moj.go.jp/html/top.html>



POINT 3 監理措置は在留資格ではありません。

監理措置決定通知書を所持している人(以下「被監理者」といいます。))は退去強制手続中であるか、退去強制令書が発付されている人で、監理人による監督下で逃亡防止などの条件のもと、社会内での生活を許容しながら退去強制手続を進めることが認められています。被監理者には「監理措置決定通知書」が交付され、在留カードを持たない場合は常に携帯し、権限ある職員から求められた際には提示する義務があります。また、監理措置の条件についても、「監理措置決定通知書」に記載されています。

就労について退去強制令書発付前の被監理者は、「報酬を受ける活動の許可」を受けた場合のみ例外的に認められることがありますが、退去強制令書発付後は就労できません。「報酬を受ける活動の許可」とその条件については、「監理措置決定通知書」に記載されています。就労の可否は「監理措置決定通知書」の記載内容で判断し、在留カードを持つ場合は就労制限欄・資格外活動許可欄も参考にしてください。



不法就労者を発見した場合や、雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には、地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促すなどしてください！



入国手続きや在留資格などの外国人の方の採用や雇用に関する各種お問い合わせ

外国人技能実習機構コールセンター

☎03-3453-8000 平日 9:00~17:00

申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

担当窓口▶

<https://www.otit.go.jp/contact/>

所在地一覧▶

<https://www.otit.go.jp/map/index.html#chihou>

出入国在留管理庁「外国人在留総合インフォメーション」

☎0570-013904 平日 8:30~17:15

※IP電話からは03-5796-7112

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

茨城県警察「FOREIGN LANGUAGE」

<https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/foreign/index.html>

茨城労働局「外国人労働者の労働条件相談コーナー」

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/madoguchi_annai/gosoudan_naiyou_madoguchi/kijun05.html

茨城県内での就労相談及び生活相談に関する各種助言などのお問い合わせ

茨城県外国人材支援センター

☎029-239-3304

平日 9:00~17:00 ※土日祝・年末年始除く

<https://ifc.ibaraki.jp>

(公財) 茨城県国際交流協会「外国人相談センター」

☎029-244-3811

平日 8:30~17:00 ※土日祝・年末年始除く

<https://www.ia-ibaraki.or.jp/consultation/support-center/>

参考資料

生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の方へ～

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_index.html

外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html